

履修規程

〔総則〕

- 第 1 条 音楽学部卒業資格を得るための履修は、学則第 4 章で定める規定およびこの履修規程の定めるところによる。
- 2 音楽専攻科修了資格を得るための履修は、学則第 5 章に定める規定のほか、この履修規程の定めるところを準用する。

〔履修科目と単位〕

- 第 2 条 本学の開設予定の授業科目および卒業・修了に必要な履修科目と単位の取得方法は別表 1（音楽学科）、別表 2（こども学科）、別表 3（音楽専攻科）に示すとおりとする。
- 2 音楽学科を卒業するには、別表 1（音楽学科）に示すとおり、下記[A] [B] [C]各科目群の必修単位及び選択必修単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。
- [A] 基礎科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
[B] 展開科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
[C] 発展・応用科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
- 3 こども学科を卒業するには、別表 2（こども学科）に示すとおり、下記[D] [E] [F]各科目群の必修単位及び選択必修単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。
- [D] 基礎科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
[E] 展開科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
[F] 発展・応用科目群 必修単位及び選択必修単位を含めて30単位以上を修得すること。
- 4 音楽専攻科を修了するには、別表 3（音楽専攻科）に示すとおり、選択必修単位および修了研究を含んで、30単位以上修得しなければならない。
- 5 授業科目によっては、教員が履修または受講を指導することがある。

〔単位数の基準〕

- 第 3 条 授業科目の単位数の基準は、学則第 4 章第24条に定めるところによる。

〔履修科目届〕

- 第 4 条 学生は自己が履修しようとする全授業科目について、「履修科目届」を教務課に、「履修カード」を授業担当者にそれぞれ提出しなければならない。
- ① 履修科目届及び履修カードを期日までに提出しなかった者は、修学的意思がないものとみなす。履修科目届に記入されていない科目及び履修カードを提出していない科目は、たとえ受講しても試験の受験は認めない。
- ② いったん提出した履修科目届については、原則として科目の変更または科目の追加を認めない。
- ③ 履修科目届の記入に際しては、科目名は学則に記してあるものを使用し、クラス名・教員名・連絡先を明記すること。

- ④ 履修は提出した履修科目届のとおりでなければならない。
- ⑤ 履修科目届を提出する際には必ず履修状況を記録しておくこと。また単位取得結果についても、必ず記録して保存しておくこと。

〔試験および成績〕

第 5 条 履修した授業科目に対する学習成績の評価および課程修了の認定は、試験および平素の成績によって行なう。

- ①試験には定期試験、追試験、再試験がある。
- ②試験は、筆記試験、口述試験、実技試験とする。
ただし、レポート提出等によってこれに代えることがある。

〔学習成績の評価〕

第 6 条 学習成績は点数によって評価し、本人への成績通知および成績証明書の記載には次の基準によって「秀」「優」「良」「可」「不可」および「評価不能」の評語を用いる。

- ①100点～90点まで 「秀」
- ②89点～80点まで 「優」
- ③79点～70点まで 「良」
- ④69点～60点まで 「可」
- ⑤59点以下 「不可」

「可」以上を合格とし「不可」は不合格とする。出席日数が3分の2に満たない者、また正当な理由がなく受験しなかった者は「評価不能」とし不合格とする。

なお、教職課程および資格取得課程に関する専門科目は5分の4以上とする。

〔成績通知〕

第 7 条 本人に対する成績通知は、成績通知表の請求によって行なう。

〔受験無資格者〕

第 8 条 次の各号の一に該当する者は、全部または一部の授業科目について受験無資格者となることがある。

- ①履修科目届を提出していない者は全授業科目について
- ②学納金未納者は全授業科目について
- ③試験時に開始後20分以上遅刻した者はその授業科目について
- ④試験時の学生証不携帯者はその授業科目について

〔不正行為〕

第 9 条 試験に不正行為のあった者に対しては、試験期間中の全授業科目の試験成績を不合格とする。

〔定期試験〕

第 10 条 定期試験は、年2回毎学期本学が定めた時期に行なう。

- 2 正当な理由なしに定期試験を受けなかったものは、その授業科目の単位修得を放棄したものとみなし、第11条に定める追試験を受けることができない。

〔追試験〕

第 11 条 「追試験」とは、病気その他のやむを得ない理由により、定期試験を受験することができなかった者に対して行なう試験をいう。

2 前項に規定する「その他のやむを得ない理由」には、次の理由が含まれる。

- ①三親等以内の親族の死亡
- ②二親等以内の親族の危篤
- ③教育実習への参加
- ④就職試験
- ⑤交通事故
- ⑥不慮の災害
- ⑦交通機関の途絶及び延着
- ⑧その他、大学が特に認めた場合

〔追試験願、追試験料〕

第 12 条 前条の規定により追試験を受けようとする者は、所定の追試験願に医師の診断書、または公の証明書を添付し、別に定める受験料を添えて、その学期の試験終了後 1 週間以内に教務課に願い出なければならない。

2 所定の期間に提出された願い出に対し、担当教員が該当する授業科目の追試験を実施する。

3 所定の期間より後から提出された願い出は受け付けない。手続き・その他不明な点があれば至急教務課に問い合わせること。

4 追試験料は、1 科目 5,000 円とする。

〔追試験の成績〕

第 13 条 追試験は期日を定めて 1 回に限り定期試験終了後に行ない、成績は原則として 79 点を最高限度とする。

2 ただし、就職試験、教育実習・三親等以内の親族の死亡及びその他大学が特に認めた場合は 100 点満点とする。

〔再試験〕

第 14 条 「再試験」とは、卒業・修了予定年次在学者で卒業に必要な単位が不足した者、または卒業・修了資格を得ながら「教職に関する科目」の単位が不足した者に対して、教授会での詮議の上で行う試験をいう。

2 卒業に関する再試験は、卒業に要する科目が当該年度の 3 科目以内の者に対して実施する。

3 修了に関する再試験は、修了に要する科目が当該年度の 2 科目以内の者に対して実施する。

4 教職に関する科目の再試験は、当該年度の 1 科目に限り実施する。

5 再試験実施科目は教務課で掲示し、個人別に指定する。

6 再試験料は、1 科目 20,000 円とする。

〔再試験願〕

第 15 条 前条の規定により再試験を受けようとする者は、所定の再試験願に再試験料を添えて、

教務課に願い出なければならない。

2 前項の再試験願の提出期限は、卒業判定結果の発表日から3日以内とする。

〔再試験期日及び成績〕

第16条 再試験は卒業判定結果発表後に行ない、成績は60点を最高限度とする。

〔履修制限〕

第17条 1年間に履修できる単位数は、各年次いずれも46単位までとする。

〔再履修の制限〕

第18条 すでに単位を修得した科目の再履修は認めない。

〔学内演奏〕

第19条 卒業研究・修了研究の一環として、演奏家養成グループの者は卒業・修了年次に「学内演奏会」で演奏発表しなければならない。また、音楽創作者養成グループ及び音楽教育者養成グループの者は卒業・修了年次に「作品発表会」で作品（演奏・論文等を含む）を発表しなければならない。

〔集中講義〕

第20条 授業は毎週行なう授業の他に集中して行なうことがある。

①あらかじめ、開講授業科目・授業日程および履修方法は掲示によって連絡する。

②集中講義の受講を希望する者は、教務課で履修手続きをしなければならない。

付則 本規程は平成13年4月1日より施行する。

・
・

付則 本規程は平成27年4月1日より施行する。ただし別表1および2に関しては各学年、入学時の規程を適用する。